介護保険に加入されているみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす方は、介護保険料が減免になります

【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な病症を負った第一号被保険者	全額減免
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の収入減少（※）が見込まれる世帯の方	一部を減免

※事業収入等の減少について

①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の１０分の３以上であること

②減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が４００万円以下であること

申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります

来庁の際には、令和４年１月から**申請時点までの収入が分かる書類**をご持参ください。

■保険料の減免額は、減免対象保険料額（A×B／C）に減免割合（D）をかけた金額です

減免対象保険税額

A：当該第一号被保険者の保険料額

B：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額

C：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合（D）

２１０万円以下であるとき　：全部

２１０万円を超えるとき　　：１０分の８

【申請前にご確認ください】

○事業等の廃止等の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を減免します。

○昨年中に離職したことによる収入減が明らかである場合は本制度の対象外です。

○被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和３年の所得額が０円もしくはマイナスの場合は、３割以上の減少があっても減免額が算出されないため、本制度の対象外です。

【お問い合わせ先】
鮫川村役場　総務課税務係　TEL：49-3111（207）